

○国立大学法人埼玉大学証明書発行手数料規程

〔平成17年11月10日
規則第20号〕

改正 平成20. 1. 24 19規則90 平成20. 6. 26 20規則57
平成25. 3. 14 24規則64 平成29. 2. 23 28規則29

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における証明書発行手数料に関し必要な事項を定める。

(申請手続き)

第2条 証明書の発行を申請するときは、本学所定の手続きにより行うものとする。

(発行手数料の納付)

第3条 次の各号に掲げる証明書を申請するときは、当該各号に定める発行手数料を納付しなければならない。

(1) 本学を卒業又は修了した者、退学した者、除籍された者の卒業証明書、修了証明書、成績証明書、退学証明書、在籍証明書、その他各種証明書の発行手数料

ア 和文の証明書 1通につき200円

イ 英文の証明書 1通につき400円

(2) 本学（附属学校を除く。）の在学者が学生証を破損（IC又は磁気不良を含む。）、盗難若しくは紛失した場合又は記載事項等に変更が生じた場合の再発行手数料1回につき2,000円

(3) 本学が実施した免許状更新講習を受講した者の修了証明書、履修証明書の再発行手数料1通につき200円

(発行手数料納付の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、証明書発行手数料を徴収しない。

(1) 本学在学中の者が、前条第1号に掲げる証明書を申請する場合

(2) 附属学校の卒業者が、当該学校に係る前条第1号に掲げる証明書を申請する場合

(3) 前条第2号に係る証明書の記載事項等に変更が生じた者が、次のいずれかに該当する場合

ア 改姓した場合

イ 所属学部・研究科等が変更になった場合

ウ 有効期限に変更が生じた場合

エ その他学長が認めた場合

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 1. 24 19規則90）

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 6. 26 20規則57）

この規程は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（平成25. 3. 14 24規則64）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学証明書発行手数料に関する定め（平成17年11月10日学長裁定）は、廃止する。

附 則（平成29. 2. 23 28規則29）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。